相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市一色下方町二九番地、最後の住所埼玉県さいたま市南区根岸五丁目二〇番四号　二―一〇七

被相続人　亡　荻本　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

埼玉県川口市芝新町五―一ＳＫビル三階Ｃ号室さざんか総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉村孝太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区立花四丁目五六番地、最後の住所埼玉県越谷市大字大道一六五番地

被相続人　亡　石原美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

埼玉県越谷市弥生町一番四号越谷弥生ビル七階ポプラ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　岡本　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市茂原一五二三番地、最後の住所千葉市稲毛区山王町一七一番地一特別養護老人ホームこぶしの里

被相続人　亡　長門　正俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉六階　すみれ総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　久保　隼哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県東金市堀上四七九番地一、最後の住所千葉県東金市堀上四七九番地一

被相続人　亡　齋藤　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル九階弁護士法人山本総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐藤　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区押上二丁目六番地一〇、最後の住所東京都江東区亀戸六丁目八番九号

被相続人　亡　窪田　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

事務所東京都新宿区左門町六―七鯉江ビル七〇二号室　東京クローバー法律事務所

相続財産清算人　弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市今泉二丁目一四五六番地、最後の住所静岡県富士市松岡六〇九番地の一メディケアレジデンス富士松岡

被相続人　亡　小林　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

神奈川県横浜市中区山下町二二三―一ＮＵ関内ビル四階　シーサイド横浜法律事務所

相続財産清算人　弁護士　織田　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区上白根町七七四番地一八一、最後の住所横浜市保土ケ谷区東川島町一六番地一〇ＲｅＨＯＰＥ保土ケ谷

被相続人　亡　上田　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

名古屋市中区新栄二丁目二番一号イノフィスビル五階　大前法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大前　智仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市永和一丁目八番、最後の住所大阪府東大阪市永和一丁目八番三―三〇四号

被相続人　亡　松本　敏廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階

相続財産清算人　弁護士　谷川　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区長吉長原東二丁目一番、最後の住所大阪府大阪市平野区長吉長原東二丁目六番一二―一一〇号

被相続人　亡　小山由紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

大阪市中央区北浜二丁目五番一三号北浜平和ビル四階

相続財産清算人　弁護士　上　将倫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市富田町五丁目二三六九番地三、最後の住所大阪府高槻市富田町五丁目九番八号　被相続人　亡　清水　千牧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル八階　速見・溝内法律事務所

相続財産清算人　弁護士　溝内伸治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県中島郡祖父江町大字神明津七七九番地、最後の住所不明

被相続人　亡　黒田　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

名古屋市中区新栄二丁目二番一号イノフィスビル五階　大前法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大前　智仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市永和一丁目八番、最後の住所大阪府東大阪市永和一丁目八番三―三〇四号

被相続人　亡　松本　敏廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階

相続財産清算人　弁護士　谷川　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区長吉長原東二丁目一番、最後の住所大阪府大阪市平野区長吉長原東二丁目六番一二―一一〇号

被相続人　亡　小山由紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

大阪市中央区北浜二丁目五番一三号北浜平和ビル四階

相続財産清算人　弁護士　上　将倫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市富田町五丁目二三六九番地三、最後の住所大阪府高槻市富田町五丁目九番八号　被相続人　亡　清水　千牧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル八階　速見・溝内法律事務所

相続財産清算人　弁護士　溝内伸治郎